

通 商 产 業 省



53機局第567号

北日本

関 东

南関東

中 部

近畿

中 四

四 國

九 州

昭和53年9月27日

各自転車競技会会长殿 (各通)

通商産業省機械情報産業局長

競輪の公正安全の確保について

競輪に関する不正行為については、競輪公正安全中央委員会決定等に基づき、これまでにもその防止について鋭意努力していただいているところですが、最近警察当局から競輪不正事件の捜査上判明した管理上の問題点として、競技会職員及び関係従事員の選手との接触の在り方、選手宿舎からの外出及び外部との電話連絡禁止の原則、選手控室及び場内における選手管理、非参加選手の出入りの制限等不正行為防止のため基本的な事項について、競技会の運営が不備であるとの指摘がありましたので、これを機会に貴競技会におかれても改めて選手等の管理の実態を点検し、競技の公正安全の確保について万全を期せられるよう強くお願いいたします。



通商産業省

53機局第567号

昭和53年9月27日

社団法人日本競輪選手会理事長 殿

通商産業省検査情報産業局長

競輪の公正安全の確保について

競輪選手の不正行為の防止については、競輪公正安全中央委員会決定に基づき、これまでにも再三にわたりお願いしているところですが、最近、警察当局から競輪不正事件の捜査上判明した管理上の問題点として指摘された事項に、選手の車券購入、競技上関係業者等との不正接触、選手宿舎からの無断外出、電話による外部との無断連絡、非参加選手の出走選手との接触等競輪選手としてふさわしくない事項が含まれていますので、貴会におかれましても、これを機会に各選手に対し、一層の自覚を促すよう指導方をお願いいたします。